

豊中市介護保険情報冊子発行業務優先交渉権者選定にかかる企画提案募集 事業者との質疑応答

No.	質問	回答
1	小冊子について仕様書には無線綴じとあるがサンプルは中綴じになっている。	小冊子について仕様上は無線綴じと定めているが、用途は満65歳を迎える市民へ送付するものであり、サイズの関係もあるため、市との協議によって調整は可能。
2	広告の費用について広告主に提示する額に取り決めはあるか。(広告の販売価格に定価は設定されているのか)。また、事業者が広告主と販売価格も含めて直接交渉するという認識でよいのか。	広告費の金額については定価や上限額の設定はない。 また、広告費の金額も含めて広告主と直接交渉するという認識で問題ない。 但し、広告の内容については、介護保険制度等にかかる普及啓発・情報提供を目的とした媒体作成であるため、その主旨から逸脱するものは除く。仕様書に定めている校正は広告についても行うこと。なお、広告主及び広告内容について、仕様書記載のとおり、法令及び「豊中市有料広告掲載基準」に基づき事前に委託者で審査するため、受託者はその範囲内に於いて「広告主」を選定すること。
3	参考に前回の広告費用(販売価格)の金額を教示できないか。	介護保険情報冊子発行について、これまで連携協定を結び作成を行っていたため、具体的な広告費用について協定先が管理しており、市は把握していない。
4	広告を掲載する企業数について、最低何社載せないといけないといった定めはあるか。	企業数について特段の定めはない。但し掲載ページの割合として概ね全ページの15%以下を目安にすること。
5	広告費について、事前に市と相談する必要、又は広告主と協議した金額を市へ報告する必要はあるか。	広告費について市に事前の相談も事後の報告も必要はない。
6	広告掲載について、この冊子の内容に沿った広告主、医療関係や介護事業者のみに限るのか。例えば飲食店や工務店などの掲載は可能か。	原則は冊子の内容に沿った広告に限る。特定の業種について広告の掲載を制限するものではなく、内容を精査し、掲載の可否を判断する。